# 12 月

B	月	火	水	木	金	±
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

<del>T</del> 5 5 5 - 0 0 2 4

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール <u>info@seko-tax.com</u>

ホームページ <a href="http://www.seko-tax.com/">http://www.seko-tax.com/</a>

## 1 ごあいさつ

世

今月、事務所便り第81号を発行させていただきます。 消費税が10%に増税されてから初めてスマホでキャ ッシュレス決済を体験しました。ポイント還元対象のお 店では今後利用していこうと思っています。

今月は、税理士の西淀川支部のハイキング同好会で六 甲山にハイキングに行った際に撮影した写真をご紹介さ せていただきます。



(写真は、六甲記念碑台からの眺望です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、*年末調整について、最近の税務関連状況、*税金以外のテーマとしまして*塩が泣いている その3* を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 年末調整 について

毎年12月になると取り上げさせていただいておりますが、今年も年末調整について取り上げさせていただき

ます。

## R1年分の年末調整における留意事項

今年の年末調整は、改正事項などが特にありませんの で、昨年から改正されている事項をあらためてご紹介し ておきます。

#### 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

H30年分の年末調整から配偶者控除及び配偶者特別控 除の取扱いが変更されました。

## 1-1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正 <納税者本人の受ける控除額>

所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万円に引き上げられています。

配偶者特別控除は、配偶者の給与収入の上限が 201 万 円まで低減しながら消滅していきます。

	改正前	改正後
配偶者控除を受ける場合	103 万円	150 万円
配偶者の給与収入の上限		
配偶者特別控除を受ける場合	141 万円	201 万円
配偶者の給与収入の上限		

## <納税者本人の所得制限>

配偶者控除を受ける世帯が増えることにより税収減になるのを防ぐために、納税者本人の所得制限が設けられました。

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控
	除額
給与収入 1,120 万円 (合計所得 900 万	38 万円
円)以下	
給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下	26 万円
(合計所得 900 万円超 950 万円以下)	
給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下	13 万円
(合計所得 950 万円超 1,000 万円以下)	

- \*合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- \*控除額の詳細な一覧表につきましては、参考文献の「令和元年分年末調整のしかた」をご覧になってください。



(写真は、六甲ケーブル下駅です)

2 R2年(2020年)分から適用される源泉所得税に関する主な改正事項

#### (1) 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられました。

#### (2) 基礎控除の改正

- ・基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ・合計所得金額が 2,400 万円を超える所得者については その合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得 金額が 2,500 万円を超える所得者については基礎控除 の適用はできないこととされました。

- (3) 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計 所得金額要件等の改正
- ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48 万円以下(改正前:38万円以下)に引き上げられました。
- ・源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が 95 万円以 下(改正前:85万円以下)に引き上げられました。
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が 48万円超 133万円以下(改正前:38万円超 123万円以下)とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ 10万円引き上げられました。
- ・勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下(改正前: 65万円以下)に引き上げられました。
- ・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、 必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円(改 正前:65 万円)に引き下げられました。

#### 【参考文献】

・国税庁作成 「令和元年分 年末調整のしかた」



(写真は、六甲山高山植物園の紅葉です)

#### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項を ご紹介しておきます。

#### 相続税関連

日経新聞に「相続財産の算定評価基準 「路線価」否 定判決に波紋」 の記事が掲載されておりました。 記事の内容は、

- ・「路線価に基づく相続財産の評価は不適切」とした東京 地裁判決が波紋を広げている。国税庁は路線価などを 相続税の算定基準としているが、「路線価の約4倍」と する国税当局の主張を裁判所が認めたからだ。
- ・路線価は取引価格の8割のため節税策として不動産を 購入する人もいる。だが相続税の基準となる路線価と、 取引価格に大きな差があれば注意が必要だ。
- ・土地や家などの相続財産は「時価」で評価すると法律 で決められている。ただ、国税庁は「納税者が時価を 把握することは容易ではない」として主要道路に面す る土地について「路線価」を毎年発表し、相続税や贈 与税の算定基準としている。
- ・路線価は土地取引の目安となる公示地価の8割。この ため現金よりも不動産を購入して相続した方が税金が 安くなる傾向があり、"節税"目的での不動産取得は広 く行われている。
- ・今回の判決では「特別の事業がある場合には路線価以 外の合理的な方法で評価することが許される」と指摘。
- ・今回は「近い将来に発生することが予想される相続で、 相続税の負担を減らしたり、免れたりする取引である ことを期待して実行した」と認定し、国税の主張する 不動産鑑定の価格が妥当とした。
- ・今回、国税当局は国税庁長官の指示で財産の評価を見 直すことができる通達に規定を適用して価格を見直し ている。
- ・通達は国税当局の判断で財産の評価を変えられるため 「国税の伝家の宝刀」とも呼ばれている。だがどんな 場合に宝刀が抜かれるのか明確な基準はなく、判決に 困惑する税理士も少なくない。

などと書かれておりました。

\*相続財産に不動産が含まれている場合、その不動産の路線 価と不動産の周辺での取引価格に大きな差が生じていない かどうかを調べたうえで、相続人との打ち合わせをしない といけなくなります。



(写真は、六甲山高山植物園の紅葉です)

## 企業の税務手続き関連

日経新聞に「**税の「利息」引き下げ 還付加算金 1.6%** →**1.1%に**」 の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・与党の税制調査会での議論を踏まえ、2020年度の税制改正大綱のなかに割合を今より0.5%引き下げる方針を盛り込む。還付加算金と同時に、税金の支払を先延ばしする際に納税者が国に支払う「利子税」についても、同じ割合だけ引き下げて1.1%にする。
- ・加算金の算定割合は民間の平均貸出金利に 1%を足した数字で今は 1.6%になっている。それを 0.5%引き下げて 1.1%にする。
- ・低金利が続くなかで、民間の金利に比べてかなり高い ことが国会でも指摘されており、財務省も「金融情勢 が変わってきているので(見直しを)検討したい」と していた。

などと書かれておりました。

\*税金の還付を受ける際に「還付のお知らせ」が届くことが ありますが、還付加算金がつく場合には、上記の金利で計 算された還付加算金になっています。



(写真は、六甲山高山植物園の紅葉です)

## 4 塩が泣いている その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマ について毎回書いていくことにしております。

今回は、「自然塩と化学塩の違い」をご紹介させていただきます。

参考文献には、

- ・自然塩(本来の塩)は、ナトリウムだけでなくカリウム、カルシウム、マグネシウムなどバランスの取れたミネラルの集合体でもあり逆に血圧を安定させるという説もある。
- ・化学塩は、ナトリウムの単独摂取になって体液のミネ ラルバランスが崩れてしまい、そこから体内に様々な 弊害を引き起こすと考えられる。
- ・「ミネラルの不足は病気を招く、塩の不足は死を招く」

などと書かれておりました。

減塩、減塩と言われていますが、これは化学塩の摂り 過ぎで体内に様々な弊害を起こしていることのようです。

食事の際に調味料として使う塩を精製された塩(精製塩)を使うのではなく、天然塩や自然塩に変えて体調を整えていくことをお勧めいたします。

次回からは別のテーマをご紹介させていただきます。

#### 【参考文献】

・塩が泣いている 監修 医学博士 真弓 定夫 発行 所 美健ガイド社

#### 5 編集後記

京都府大山崎町にある大山崎山荘美術館に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。





美術館に絵画鑑賞に行くことは正直あまりないのですが、大山崎山荘美術館のホームページを見た際に掲載されていた洋館の建物と庭園に興味を持ち行ってきました。

美術館の敷地内に入るとゆったりとした時間が流れて おり、気分転換にはいい場所だと思います。洋館も周り の自然に溶け込んでいてすばらしい建物でした。できれ ば平日のお客さんの少ない時にまた訪問したいと思いま す。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。